

第 7 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第7回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年11月21日(木) 午後2時15分～午後4時07分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-3・2-4

3 出席委員 (農業委員7名)

1: 池澤 弘子 ~~2: 住本 昌彦~~

3: 岸本 富生 4: 住本 浩也

5: 稲田 保 6: 山田 英俊

7: 中尾 正美 8: 服部 正代

(農地利用最適化推進委員14名)

9: 大谷 敏行 10: 田中 勝

11: 藤原 三男 12: 井上 勝秀

13: 藤原 一男 ~~14: 井上 秀隆~~

15: 増田 種正 16: 林 茂雄

17: 大島 育雄 18: 片山 嘉彦

19: 横山 和行 20: 西山 彰彦

21: 中村 富昭 22: 松尾 信行

23: 永井 達郎

4 欠席委員 (農業委員1名)(農地利用最適化推進委員1名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 藤原 政俊

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第33号 転用制限外農地の届出に対する受理について

議案第34号 非農地証明願に対する認可について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小

作の解約通知の受理
報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

11月も21日になってまいり、朝夕の冷え込みがきつくなってまいりました。昨日の朝には霜がすでに降りておりました。今年初の霜になるのですかね。本当に冬が近づいてきたと実感いたしました。

私は米を農協には出荷していないものですから、全部知り合いとか近所の人にヒノヒカリを売っておりまして、出荷時の米の検査を受けたことはありません。ですから、おいしいお米かどうか自信を持って勧められないので、一番に自分が食べておりました。今年はおいしかったです。

普段、家では毎日5合ほど1日炊けば、お米が間に合っているのですが、新米の時期になったらお米が足りなくなって、朝炊いて、夜炊いて2回炊くようにしています。それだけ新米はおいしいみたいです。

全国農業新聞を見ておりますと、今年の一等米の比率は全国平均で77パーセントでした。去年と比べますと20パーセントほど比率が増えたようです。ところが、私の住んでいる町で農協に出荷した人によると、ほとんどの方が二等米だったそうです。全国的には一等米の比率が上がっているのに、この近所ではよくなかったのかと思っております。

兵庫県の作況指数は99になったらしいです。兵庫県は、あまり良くなかったのかと思っております。私の場合は、作況指数ではわからないのですが、ヒノヒカリは10アール当たり580キロほど取れました。これは去年と同じ位取れました。また、飼料米のアキダワラも作っておりまして、これはヒノヒカリより熟期が早くて、田の周りに電気柵をしているのですが、イノシシが電気柵を押し倒して入ってきて、かなりの面積を倒す状況でした。

先日、農地相談の時に、〇〇委員から聞いたのですが、大開町でイノシシの集団が道路を渡っているのをどなたかが見たとのことでした。数えたら40匹の集団だったそうです。また、〇〇委員からは、大開町で鹿が出てきた写真も見せてもらいました。もうすでにこの地域では、イノシシや鹿やアライグマと獣害に困ったとのことでした。

本日第7回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対

する進達、転用制限外農地の届出に対する認可、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただ今から第7回小野市農業委員会を開会いたします。

（議長着席）

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。

2番：住本昌彦委員と14番：井上秀隆委員は、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長　次に、議案の取り下げ等がありますので、事務局から報告いたします。

○事務局　次第の5ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請の7番の神戸市の〇〇さん、古川町の〇〇さんの案件について、都合があつて取り下げしたいとのことで、取り下げ願いの提出がございましたので、この案件につきましては取り下げとなりましたのでよろしくをお願いいたします。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号1番　池澤弘子委員、3番　岸本富生委員をお願いいたします。

（農地法第3条関係）

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第31号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第31号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページの5件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第31号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番についてであります。次の2番と関連事項でありますので、地元委員から1番、2番を合わせて説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせてご覧ください。

番号1

申請人：譲受人 大阪市○○○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 敷地町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 広渡町字○○○○ 地目 田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○さんは、株式会社○○○を経営されており、イチゴハウスなど積極的に営農をされております。申請地の西側の田でそばを栽培されており、栽培規模を拡大させたいとのことで譲渡人の○○さんとで売買の話がまとまり、今回の申請に至ったものであります。

番号2

申請人：譲受人 大阪市○○○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 敷地町○○○ ○○ ○、申請地：所在地 広渡町字○○○○○ 地目 田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○さんは、株式会社○○○を経営されており、イチゴハウスなど積極的に営農をされております。申請地の西側の田でそばを栽培されており、栽培規模を拡大させたいとのことで譲渡人の○○さんとで売買の話がまとまり、今回の申請に至ったものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番、2番について、説明は終わりました。1番、2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 久保木町○○ ○○ ○○、譲渡人 久保木町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
譲受人の○○○○さんは、○○○㎡の営農をされており、新たに田を取得し稲作をされるとのことです。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番○○です。申請地の一部残ったところはどうなるのか。

○○○番 ここはすでに、農業用倉庫が建っています。

○事務局 昨年、農地転用で農業用倉庫が建っています。

○○番 わかりました。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定

関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町○○ ○○ ○○、譲渡人 市場町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 市場町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、市場町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○㎡、摘要として、贈与による所有権移転、露天駐車場（普通自動車1台、軽自動車1台）を整備される予定です。第3種農地となっております。申請地は○筆ですが、実際は○筆で休耕地となっております。

譲渡人の○○さんは、市場町内に離れて田を所有されておりますが、会社を経営されており農業はされておりません。大きい田んぼは知り合いの方に耕作していただいております、小さい田んぼなどは草刈をするなどして保全管理をしておられました。

譲受人の○○さんは自宅の西側に車を2台止めていましたが、子どもが車に乗るようになり、駐車するスペースが必要となったため、水路を挟んだ前の譲渡人の田があったため、駐車場用地として譲ってもらえないかと相談したところ、話がまとまり贈与による所有権移転の申請に至りました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が道路、南側が申請地と道路、北側が申請地と水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局　ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長　1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 下大部町○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○、譲渡人 東京都○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 下大部町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、下大部町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、葉多町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、露天駐車場（普通自動車6台）、○○○ ○○○○○を建設される予定です。第2種農地となっております。

○○○○○○○○○○○○は、○○○○○○○○○○○○する会社で、○○○ ○○○○○○○が必要となって今回の申請となりました。

一方で、譲渡人の○さんは東京に住まれており、田の管理ができず、年に数回草刈りなど保全管理をされておりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路と雑種地、西側が道路と雑種地、南側が申請地と田と雑種地、北側が原野と申請地と道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。

す。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 久保木町○○ ○○ ○○、譲渡人 神戸市須磨区○○○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、露天資材置場、砕石置場、重機置場(3台)、草刈用トラクター(1台) 第3種農地で既存施設の拡張工事となっております。
譲渡人の○○さんは神戸市須磨区にお住まいですが、もともと久保木町の出身で、申請地の管理は譲受人の○○さんが草刈りなどをして保全管理を行っていました。
今回売買による所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。
よろしくご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が道路、南側が水路と田、北側が宅地となっております。
従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 3番について説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番についてですが、次の5番、6番と関連事項でありますので、地元委員から4番、5番、6番を合わせて説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番、5番、6番について説明いたします。
参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

4番

申請人:譲受人 大阪府中央区○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 枚方市○○○○○○○○ ○○ ○
○ 申請地:所在地 片山町字○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、片山町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、太陽光発電設備(パネル164枚、パソコン9台、契約受電電力49.5kw)、第2種農地となっております。

5番

申請人:譲受人 大阪府中央区○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 下来住町○○ ○○ ○○ 申請地:所在地 片山町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、片山町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、片山町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、太陽光発電設備(パネル164枚、パソコン9台、契約受電電力49.5kw)、第2種農地となっております。

6番

申請人:譲受人 大阪府中央区○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 片山町○○○ ○○ ○○ 申請地:所在地 片山町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、太陽光発電設備(パネル142枚、パソコン9台、契約受電電力49.5kw)、第2種農地となっております。

いずれの譲渡人におかれましては、田んぼの管理ができないことに困っており、譲受人からの太陽光発電設備の設置のための売買による所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。

よろしくご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が申請地と水路、西側が田と申請地と水路、南側が田、北側が水路と田となっております。

引き続き、5番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が申請地と水路、西側が申請地と道路、南側が水路と田、北側が田となっております。

引き続き、6番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が道路、南側が田、北側が田となっております。

本件については、土地改良区の意見書は提出されておりますが、隣接農地の同意等、一部疎明書が提出されておりますので、事務局から後ほど説明させます。

○事務局 皆様のお手元に疎明書をお配りしております。

これが、申請者であります○○○○○○○○○○○○○○から本件申請書に添付されております。時間の関係で全てを読むことはいたしません、文書の中ほどに、「参考に今までの経緯をご説明いたします」とありますが、ここと参考資料の19ページと20ページをご覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず、隣接農地の同意についてですが、20ページの地積図をご覧いただけただけならわかるのですが、5条の4①と5条の4②と5条の6に囲まれている○○○○番の隣接農地があります。

それから、その南側の○○○○番、○○○○番〇、○○○○番のこの4筆が今回の申請地に隣接する農地となりますが、○○○○番の所有者が○○○さんという方で、この疎明書の先ほど申し上げた中央あたりに書いてある方です。

○○○○さんが○○○○番の農地の所有者ですが、隣接農地の同意書は出しませんとのことで、はっきりおっしゃっておられます。同意できない理由について、○○委員から確認していただいたのですが、太陽光発電設備の業者ということで、個人的に良い感情を持たれていないとのことでした。息子さんとも相談されて、太陽光発電設備の設置に係る隣接同意の書類に印鑑は押せないとのことでした。

残りの隣接農地の○○○○番〇、○○○○番、○○○○番の農地の所有者におかれましては、町の同意があれば同意しますとのことでした。

町の同意について、○○○○○○○○○○○○○○と片山町との間で協定書

ていて、そういう疎明書を確認したうえで、疎明書に特に問題がなければ、疎明書を添付して兵庫県に進達してくださいとなっておりますので、この疎明書の内容をもって特に間違っていたことが書かれていないことを確認しておりますので、兵庫県に上げていきたいと考えております。

○議長 4番、5番、6番について説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番○○○○委員

今回、片山町が今後、太陽光発電設置に係る統一見解を決めるとのことですが、それを待たれてはどうですか。私が心配するのは、○○○○さんと○○○さんは家が近くだと思いますので、双方で意見が違うため難しくならないかなど、妻の実家が近くであるため、町内でもめるのもどうかと思います。少しワンクッション置くか、片山町も今後、方向性を決めると言っているのであれば、もう少し待つてはどうでしょうか。

○事務局 ○○○○さんが反対しているのは、耕作している作物に影響が出るとか、水の流れに影響が出るからとかという理由ではなくて、単に太陽光発電設置業者が持ってくる話には同意しませんというお話ですので、農業委員会としては申請を止める理由としては弱いです。太陽光発電設置業者が嫌いだから話を聞きませんというのと、私たちが育てている作物が太陽光発電設備ができることによって影響を受けるから同意しかねますということとは次元の違う話ということになります。

そこは、こちらから委員を通じて、○○○○さんにはご確認いただいて、太陽光条例の方でも確認をしておりますが、○○○○さんは太陽光発電設置業者の話は聞きたくないスタンスであると聞いておりますので、そこは線を引いて考える必要があると思います。

○○○番 ○○番○○○○委員

私が思いますのは、片山町が今後太陽光発電の設置について、決め事を決めようとしているわけですね。

○○○番 ○○番○○委員

それは、農業委員会としては関知できないです。

○○○番 ○○番○○○○委員

農業委員会として行政的なことよりも、町の中で片山町自身が町で取り決めを作ろうとされているのですよね。

○○○番 ○○番○○委員

町内でこれをもって取り決めとするのではなく、現在目の前にあるこの問題について、こうゆう風にやってくれたら設置してよいという約束事ははっきりさせようとしています。例えば、一番もめるのは会社の運営がうまくいかなくなってきたて潰れた時に施設をそのまま残したり、いい加減なことをして最後逃げられたりしたりしないように取り決めを決めたり、周辺の水路の清掃をすることなどの条件を付けようとしています。

まだ、町内全体で最終の決定まで至っていないのですが、相手方と折衝して確約書を出してもらいたいと考えています。

そのような状況の中で、誰かさんと誰かさんが町内で喧嘩みたいになっているとかは聞いておりません。

〇〇〇番 〇〇番〇〇〇〇委員
土地改良区の意見書は、もらっておられるのですか。

〇事務局 土地改良区の意見書は、提出されています。

〇〇〇番 〇〇番〇〇〇〇委員
所有権の移転は終わっているのですか。

〇事務局 所有権移転の手続きは、農地転用の許可が出てからとなります。
金銭のやり取りは、事務局ではわかりません。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
いわゆる3反を超した場合の今後の審議の仕方について、隣接農地の同意書に対する疎明書、そして町区長の同意書と、農業委員会の許可の考え方について、事務局からもう少し詳しく説明をお願いします。

〇事務局 今回、申請の筆数が6筆あって、所有者が3人いらっしゃるから申請が3つに分かれておりますが、申請地がほとんど同じ場所で、同じ会社が同時に申請されるということで、3,000㎡を超える農地転用については大規模転用という扱いになりまして、一般的には転用申請があると、その内容を精査して、市の農業委員会に諮って、審議の結果、許可相当となると、兵庫県加東農林事務所に出して県知事の許可を受けるだけですが、3,000㎡を超えると、その前に兵庫県農業会議の農地委員会に諮問をしないといけないことになっております。

そのため、農地委員会に書類を提出して事前連絡をしており、これから農地委員会で諮問の予定です。そして、諮問結果が許可相当ですとの結果が出なければ、県知事の許可が下りないこととなります。

それと、地元の同意と隣接農地の同意というのはどういうことかという話ですが、隣接農地の同意というのは先ほども申し上げましたが、隣接す

ており、会社としてもこれ以上待てないということで申請をされていますので、また待つて下さいというのは、申請書は提出されておりますので、疎明書などに誤りがあれば突き返すのですが、内容に誤りがない状態でこのままにしておくのは法律的に厳しいです。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

現地調査でお聞きした範囲では、相当時間をかけて話はされているようです。ただ、〇〇委員が言われるような懇切丁寧な話し合いがされているかというのは、〇〇委員の意見の中からも少し食い違いが出ているようにも思えます。

ただ、同意が得られないことにおいて、疎明書で処理しなさい、できますよ、というのを農業委員会で判断するわけですがけれども、いわゆる反対の意見が、「好き嫌いでの理由」か、「具体的な理由」で、その正当な理由があって疎明書が出てくるのか、というふうなところで、農業委員会としては疎明書で決議を済ませようというのか、正当な理由があるか、ないか、ということについては話があったように、どうも正当な理由としては県のレベルからいくと認められないという判断をしているのですね。

○事務局 〇〇〇〇さんの反対理由は、農業委員会として受け入れるのは難しいです。

〇〇〇番 〇〇番〇〇〇〇委員

片山町の区長さんは同意されているのですか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

同意されていません。区長は代表なので、自分が同意するのは最後とおっしゃられています。

町の役員は日曜日くらいしかおられなく、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の担当者は、平日に連絡もしないで来られるので、なかなかお互い出会うことができない状況でありました。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

区長同意書と疎明書の関係で、区長同意書がもらえていないことについて、疎明書で正当な理由となっているのか。区長は反対ではなしに、同意書が出ていない理由は何なのか整理はできているのか。

○事務局 疎明書には、11月の現在の状況が書いてあって、裏面に書いてある4項目について話ができれば、区長さんも最終的には同意することを聞いております。その経緯は疎明書に書いてありますので、申請書自体は必要な書類は漏れていることにはならない。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
区長は、この要件が整えば同意するということですか。

○事務局 はい。そのことは〇〇委員にも確認しております。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
太陽光発電設備設置についての反対ではないのか。

○事務局 そうです。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
〇〇委員がおっしゃられたように、日曜日に活動しないということではいけないことを言わないといけない。11月下旬から12月初旬に双方で話し合いの場が持たれると事務局から説明がございましたが、その時に役員が日時を設定して町民の方にも案内してはどうか。最終的には、疎明書が提出されればとおる法律ですので、町内に太陽光発電設備ができた後に、これは区長の同意もなしにできたものであることを町民に思われることの無いようにしないといけない。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
それは無いです。片山町名の全世帯に回覧しています。
現在最終段階にきているので、今度、双方で集まる場では、役員数名での対応とし、相手の会社から最終判断できる人が来てくれて、その場で話がついて、書類だけやり取りをしていきたいと思っております。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
現地調査の場で聞いた話では、区長と業者の間でうまく連絡が取れていないようである。

○事務局 実は、6月頃に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から申請書を提出したい旨の相談がありました。それは、代理人を通しての話ですが、しっかり説明がまだできていないとのことでしたので、その時点では申請はできないですよとお断りしました。その後も、やり取りをしていたようですが、書類体裁が整っているから受付するのではなくて、その間のやり取りが全て書いてあって、その内容についても誤りがないと確認できていますので、これ以上また12月まで待ってくださいとは言えなくて、現地調査の場でも言ったのですが、話し合いを待ってから申請された方がよかったのではないですかと申し伝えもしましたが、現場には一担当者が来られていたため、会社としてはこれ以上申請を遅らせられないとのことであり、ある程度

段階を踏んでおられますし、疎明書の内容も正確に明記されているため、これ以上、申請を遅らせることは法律的にもこちらが弱い所もありますので、皆さんいろいろご意見もあるかとは思いますが、最終は兵庫県の判断となります。

○3番 3番岸本委員

事務的に瑕疵が無いとすれば、小野市の農業委員会としては、上申しないといけないと思います。ここで、絶対的に拒ばなければならない理由があれば良いですが、無い以上は出てきた申請が適宜整っておりますし、状況によって疎明書が提出されてきたと、その疎明書に瑕疵がないとするのであれば、一旦、県の方へ上申して、農業会議で判断してもらうことで良いかと思います。ここでは、却下する理由が無ければ通さないといけないと思います。

○議長 いろいろと意見が出ましたが、ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○議長 それではほかに、ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番、5番、6番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番、5番、6番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第32号 農地法第5条関係では、申請件数6件、うち進達件数6件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に、議案第33号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第33号

転用制限外農地の届出に対する受理について
別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。
令和6年11月21日提出
小野市農業委員会 会長 中尾 正美
詳細は、8ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第33号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：万勝寺町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 万勝寺町字○○ ○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫への進入路と農機具置場等です。

転用制限外農地の届出に対する審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地と本人の田となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 補足説明をさせていただきます。脇本町は数年前に圃場整備が完了いたしまして、農地としては利用しにくい土地が余ってしまったという土地が今回の申請地です。24㎡と面積も小さいため、営農することもできない土地で、参考資料の23ページの住宅地図を見ていただいたらわかるのですが、申請地の北側に農業用倉庫があり、本日の午前中に現地調査をしましたが、農業用資材も入っている状況でした。当然この場所を通らないと入れない状況になっています。ですので、しっかり営農されている方ですし、200㎡未満でありますので、農業者の利益に資する施設ということで転用制限外農地の届出が出ております。

ということで、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、実際そこが進入路となっておりますので、始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。

す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

残った土地とのことですが、第1種農地ですか。

○事務局 農地種別としましては、周りに10ヘクタール以上の広がりがありますので、第1種農地となります。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

わかりました。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案第33号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第34号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

議案第34号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和6年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第34号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願

に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。

申請人：市場町○○ 被相続人 ○○ ○○○ 相続人代表 ○○ ○○○、申請地：所在地 市場町字○○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成6年頃に宅地の一部になってしまったようです。

平成6年頃に、この家のおじいさんが大工さんではないのですが、畑に倉庫やガレージを建てられています。その後、西側部分にコンクリートで駐車場にして、段差部分に進入路を作っておられます。

この度、申請人の息子さんが家を建てたいということで、地目を確認した時に畑ということでしたので、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路と宅地、西側が水路、南側が宅地、北側が宅地となっております。

従いまして、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第34号 非農地証明願に対する認可について、申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了しました。

○議長 ≪ここで、15時55分まで休憩といたします。≫

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第35号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課 あいさつ)

○議長 次に、議案第35号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の11ページをお願いします。

議案第35号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

12ページをお願いします。

市長部局より、令和6年11月8日付けで決定を求められています。

13ページから16ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願います。

○議長 議案第35号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 今回の議案であります、農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の決定に関する内容となります。

概要を申しますと、賃貸借権の設定として、計129筆、面積にしまして17.8ヘクタール、そして使用貸借権の設定として、計135筆、面積にしまして16.7ヘクタールにおよぶ農用地の利用集積計画となっております。

それでは、お手元の議案資料に基づき、続けてご説明をいたします。

議案資料13ページ、14ページをご覧ください。

まずは、賃貸借権に係る利用集積計画であります。

今回の計画であります、場所は来住町及び下来住町地内の農地計129筆、面積にしまして合計178,634㎡に及ぶ利用集積であります。当該農地の所有者の数は84人となります。

農地の所在であります、お手元にお配りしております「きすみの営農に利用権設定を行う農地位置図」をご覧ください。

いずれの農地も、すでに、ひょうご農林機構を通じて、農事組合法人きすみの営農へ賃貸借契約で貸し付けられたもので、今年12月末日で契約が満了となる農地であり、今回、その農地を再び賃貸借契約で借り受けようとするものです。

貸借期間は、来年1月1日から10年間となっております、賃料は一律10アール当たり3,000円となっております。

賃貸借権にかかる集積計画の提案説明は以上となります。

続いて、使用貸借権に係る利用集積計画を説明いたします。

議案資料の15ページ、16ページをご覧ください。

今回の計画であります、場所は古川町、日吉町および天神町地内の農地計135筆、面積にしまして合計167,553㎡におよぶ利用集積であります。当該農地の所有者の数は45人となります。

農地の所在であります、お手元にお配りしております「古川町営農組合に利用権設定を行う農地位置図」次のページ以降の資料でご確認ください。

いずれの農地も、すでに、ひょうご農林機構を通じて、農事組合法人古川町営農組合のほか、日吉町の4名の農業者の方へ使用貸借契約で貸し付けられるもので、今年12月末日で契約が満了となる農地であります。

そこで、今回その農地を、再び使用貸借契約で借り受けようとするものです。

貸借期間は、来年1月1日から10年間となっております、賃料は使用貸借のため、無償となります。

以上で、議案第35号の提案説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○19番 19番横山委員

農事組合法人きすみの営農は、中間管理機構より10アール当たり〇〇〇〇〇〇円の支払をされていることですか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
はい、そうです。

〇19番 わかりました。農事組合法人古川町営農組合はどうですか。

〇産業創造課 使用貸借権ですので無料となります。

〇19番 わかりました。ありがとうございます。

〇議長 表の新規再設定の別で、全部「新」となっているのはどういうことですか。

〇産業創造課 「新」とありますのは、ひょうご農林機構の場合、借受の利用権設定の考え方が、「更新」という概念がなく、実際は「更新」なのですが「新規」扱いとされています。

〇議長 「再設定」はどのようなときに使うのか。

〇産業創造課 「再設定」は一旦、借受を解約して、また再び設定する場合があります。

〇議長 ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

〇議長 以上、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。
(産業創造課退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から3を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 17ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
(証明期間 令和6年10月1日～令和6年10月31日)
令和6年11月21日
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

農家証明 番号1 住所 大阪市浪速区○○○○○○○○○
氏名 ○○ ○○
使用目的 農業用倉庫申請

農家証明につきましては合計3件、使用目的は、農業用倉庫と農業者農住宅の2種類です。

耕作証明 番号1 住所 万勝寺町○○○○
氏名 ○○○○○○○○
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計3件、使用目的は、軽油免税の申請が3件で、各種証明関係は合計6件でした。

続きまして、18ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。
(受理期間 令和6年10月1日～令和6年10月31日)
令和6年11月21日
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 片山町○○ ○○ ○○、借人 片山町○○○
○○ ○、物件の表示 所在地 片山町字○○○○ 地目田 面積○○○
○㎡、摘要といたしまして、農地法第3条使用貸借 合意解約 令和6年
10月8日受理、農地法第3条による届出は合計1件で、1筆、面積は
1,171㎡です。

引き続きまして、19ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年10月1日～令和6年10月31日)

令和6年11月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 加東市大畑〇〇 〇〇 〇〇〇、譲渡人(被相続人) 加東市〇〇〇〇 〇〇 〇、物件の表示 所在地 万勝寺町字〇〇〇〇、地目田、面積〇〇〇m²、外1筆、地目全て田、合計面積〇〇〇m²、摘要といたしまして、相続による所有権取得、令和6年10月1日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計12件、49筆、〇〇〇〇m²で、全て相続による所有権取得となります。以上です。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもって、第7回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年11月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員1番

議事録署名委員3番